

# 令和7年度 県立豊岡高等学校 部活動運営に関する方針

令和7年4月2日

本校は、知徳体の調和のとれた生徒の育成を目指し、幅広い知識と教養、品格を身につけさせ、豊かな情操と道徳心を培う教育を行う。そのための教育活動において、生徒の課題発見や解決能力を伸ばし、生徒の心身の調和のとれた育成を図るため、また指導する教職員等のワークライフバランス実現、並びに心身の健康保持を図るため、部活動の実施については以下の基本方針並びに基本方策を定める。

## 基本方針

- 1 生徒に自主的・自発的な部活動を奨励し、考える力や計画力を伸ばし、学習意欲の向上や責任感、リーダー性、連帯感の涵養等、学校教育が目指す資質・能力の育成に資するものとする。
- 2 適切な休養日や活動時間を設定し、生徒のバランスのとれた生活や心身の成長に配慮するとともに、生徒の安全と心身の健康を最重視した指導を行う。
- 3 部活動を担当する教職員等の心身の健康保持及び負担軽減を行い、かつワークライフバランスの実現を図る。

## 基本方策

- 1 週当たり2日以上休養日を設定する。(月曜日から金曜日のうちの1日及び土曜日もしくは日曜日のどちらか1日は活動を行わない。)
- 2 1日の活動時間は、平日2時間程度、土日等の休日は3時間程度とする。
- 3 けがや事故の防止のために定期考査や学校行事、長期オフシーズン後の活動や熱中症等の危険性がある場合については無理ない活動とする。また危険等がないように顧問等による安全配慮を徹底する。
- 4 熱中症への対策として「熱中症予防運動指針」(日本スポーツ協会作成)等を参考に、取りやめることも含め可否の判断をする\*学校が所在する観測地点(豊岡)において暑さ指数(WBGT)35以上が予想される場合は、屋外及び空調施設のない屋内での活動は中止する。
- 5 心肺蘇生法やAEDなどの応急処置、危機管理や生徒の健康管理などについて全職員で研修を実施する。また生徒にも研修の機会を設ける。
- 6 新型コロナウイルス感染症、インフルエンザ、麻疹、風疹をはじめとする感染症における予防対策を万全に講じたうえで活動する。
- 7 8月12日～15日、12月29日～翌年1月3日の間は部活動を行わないことを基本とする。
- 8 部活動の練習時間の延長(居残り)は、県大会以上の大会につながる高体連・高野連もしくは高文連主催の試合・大会・コンクール等、もしくは地域や公的機関から参加依頼されている行事、もしくは文化部の定期演奏会や発表の直前のみ許可する。(ただし全但春季総合体育大会・全但秋季体育大会の居残りは許可する。)

## 備考

- 1 毎年度当該年度の活動方針を及び方策を学校ホームページに掲載する。
- 2 各月末にまでに翌月の活動計画をホームページ上に掲載する。
- 3 その他、兵庫県教育委員会が定める「いきいき運動部活動(4訂版)」および「いきいき文化部活動(仮称)」に沿った部活動の運営を行う。

## 運営細則

### 1 活動時間について

#### (1) 平日の活動

1日の活動時間は2時間程度とする。

部活動終了時間は午後5時30分を厳守する。最終下校時間午後6時を厳守する。

#### (2) 休日の活動時間

土日等の休業日における活動時間は3時間程度とする。

#### (3) 考査期間

考査期間を定期考査の1週間前日から、定期考査終了までとする。考査期間中は活動を禁止する。

考査後1週間以内に大会等がある場合は届出により短時間のみ活動を許可する。

### 2 居残り活動について

午後5時30分以降の居残りは「保護者等承諾書」を添え、顧問・担任を経て生徒指導部へ届け、許可を得る。午後7時を完全下校とし厳守させる。各部顧問は居残り希望2日前までに用紙を生徒指導部へ提出する。居残りは2週間前から最大5日間（分散取得可）の範囲で許可する。

### 3 宿泊を伴う活動や合宿について

(1) 宿泊を伴う遠征・活動や大会参加については「保護者等承諾書」を添え、顧問・担任を経て「特別活動（宿泊を伴う活動）許可願」を生徒指導部へ提出し、校長の許可を得る。帰宅時間が遅くなる場合も同様に許可を取る。各部顧問は宿泊希望1週間前までに用紙を生徒指導部へ提出し、校長の許可を得る。

(2) 合宿について（実施にあたっては生徒指導部と十分協議する。）

合宿は原則として3泊4日以内とする。その回数は各部最大限各学期1回に限る。ただし、休暇中の合宿は含まない。

### 4 週当たりの活動時間、活動日・活動時間の振替や延長について

(1) 居残り活動日については活動時間の延長を認める。

(2) 土日等における活動時間については、対外試合や発表会等の場合のみ延長を認める。

(3) 上記(1)(2)の場合を含めて週当たりの活動時間は16時間を越えないことを基本とする。

(4) やむを得ず平日に1日以上以上の休養日を設定できない場合、もしくは土日共大会参加等により活動し休養日を設定できない場合は、休養日を他の週に振り替える。この際の振替期間は活動日設定週の翌週から4週間以内で、平日の活動は平日、休業日の活動は休業日に振替活動休業日を設定する。ただし、大会等が連続する場合など、特別な事情による場合に限り、16週以内の振替とすることができる。なお、考査期間中への振替は認めない。

(5) 長期休業中における合宿等の場合においては週当たりの活動時間16時間を越えた活動も認めるものとする。ただし、合宿後に十分な休養期間をとるなど回復期間を設けることとする。